

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

給 与 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則（以下「規則」という。）第29条に基づいて、職員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める職員に適用する。

(賃金の種類)

第3条 賃金は、給与及び賞与に分ける。

第2章 給与の計算および支払

(給与の構成)

第4条 給与は、基本給と第3章及び第4章に定める諸手当で構成される。

(基本給の決定)

第5条 基本給は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定し、必要に応じて、年度ごとに評価し、更改する。

(計算期間および支払日)

第6条 給与は、毎月末日に締切り、1日から末日までの分を翌月10日に支給する。

2. 前項の給与支給日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日に繰り上げて支給する。

(支払原則および控除)

第7条 賃金は通貨で、または銀行振込にて（職員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。

2. 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払いの際、控除する。

(1) 所得税

(2) 住民税（特別徴収による場合）

(3) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料など法令で定められた保険料のうち社員が負担すべき額）

(4) 賃金控除協定に基づき、賃金から控除することが認められたもの

(給与の日割計算)

第8条 賃金計算期間の途中において、雇い入れまたは退職した場合の賃金は、原則として次の計算により日割りで支給する。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における}}{\text{在籍暦日数}}$$

(欠勤・遅刻等)

第9条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当は支給しない。

(計算の端数処理)

第10条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

(1) 円未満の端数は四捨五入する。

(2) 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

(3) 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

(退職者の賃金)

第11条 規則第11条により退職を命ぜられた期間に対する基本給および諸手当は支給しない。

(休暇中の賃金)

第12条 規則第22条で定める有給休暇についてはこれを出勤したものとして取り扱い、通常の賃金を支給する。

2. 規則第23条から第27条に定める休暇、対象時間および休業期間については、無給とする。

第3章 諸手当

(交通費)

第13条 交通費は、月額5,000円までの範囲内において、通勤に要する距離に応じて支給する。

(役職手当)

第14条 役職手当は、職位にある者に対し支給する。

(キャリアアップ手当)

第15条 放課後児童支援員に対し、支援員の区分に応じて、キャリアアップ手当を支給する。

2. 放課後児童支援員は、キャリアアップ手当を受給するにあたり、必要な研修を受講しなければならない。

3. キャリアアップ手当は、宮崎市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の内容に応じて廃止、内容の修正を行うものとする。

第4章 割増賃金

(割増賃金の計算)

第16条 割増賃金は、基本給を算定基礎額として第17条から、第19条記載のとおり計算して支給する。

(時間外勤務手当の計算)

第17条 時間外勤務手当は、時間外勤務を命じた場合において、法定労働時間を超える勤務を行った場合に支給し、その額は次の計算による。なお、所定労働時間を超えた労働であったとしても、法定労働時間内であれば時間外勤務手当は生じない。

$$\frac{\text{基本給}+\text{役職手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第18条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、会社が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給}+\text{役職手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給+役職手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{所定休日労働時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第19条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。(午後10時から午前5時までの間に労働させたとき)

$$\frac{\text{基本給+役職手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第5章 昇給及び賞与

(昇給)

第20条 団体の業績により、昇給を行う場合がある。

2. 昇給を行う場合は、基本給について行うものとする。
3. 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第21条 団体の業績等を勘案して、賞与を支給する場合がある。

2. 賞与を支給する場合は、原則として賞与支給日に在籍する職員に対して支給する。
3. 前項の賞与の額は、団体の業績および職員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

附 則

本規程は、平成27年4月1日より施行する。

本規程は、平成30年3月1日より施行する。

第4条、第15条追加

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、令和5年6月1日より施行する。